

地域まちづくりルールに係る運用計画書

ルールの運用は、基本的に今年度（令和7年度）と同様、下記による。

- ・自治会役員及び自治会員有志で構成する荇田北二丁目自治会住環境委員会（原則月1回開催、原則任期2年）が、本協定第5条で定める活動を行う。
- ・ただし、外観変更事前協議等で迅速性が必要な場合は、電子メールで合議を図る。
- ・委員会は、本協定第6条に則り数名（令和7年度4名）の自治会役員と自治会員有志で構成する（令和7年度は専門委員2名を含み計15名）。
- ・委員の互選により選出する委員長が委員会を代表し、ルール運用を統括する。
- ・荇田北二丁目自治会ホームページのブラッシュアップにより、本協定の周知を図る。適宜、紙媒体の広報誌を発行・配布する。
- ・令和8年度は、第3版改定の周知が必要となるため、新たに全関係者配布用の冊子を発行・配布する。

- ・外観変更の事前協議終了後は、横浜市にその旨報告する。
- ・本協定の改定ならびに廃止の委員会合議が成立した場合は、荇田北二丁目自治会総会に議案書を提出する。